

# フードチェーン情報公表農産物の 流通行程についての検査方法

## 1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第3項及び第30条第3項の規定による認証を受けた流通行程管理者及び外国流通行程管理者（以下“認証流通行程管理者等”という。）が行うフードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0029** フードチェーン情報公表農産物

## 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0029**による。

## 4 流通行程についての検査

流通行程についての検査は、認証流通行程管理者等が同一の識別番号を付与された流通荷口ごとに、**箇条5**に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することによって行う。

- 当該流通行程に係る管理記録が当該流通荷口に係るものであること
- 当該流通荷口に係る流通方法が**JAS 0029**の**箇条4**及び**箇条5**に適合するものであること

## 5 フードチェーン情報公表農産物の管理記録

管理記録に記載すべき事項を次に示す。

- 識別番号
- 農産物の種類
- 流通行程管理基準の適用状況
- フードチェーン情報
- フードチェーン情報の公表内容
- フードチェーン情報公表農産物に係る表示

制定等の履歴

制 定 令和5年3月30日農林水産省告示第496号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年3月30日農林水産省告示第496号  
令和5年4月29日から施行する。